

# 平成29年度税制改正

## ～法人設立届出書等についての手続きの簡素化～

平成29年度税制改正により、手続きの簡素化が図られることとなりました。  
その改正内容についてお知らせいたします。

### 登記事項証明書の添付省略について

企業が活動しやすいビジネス環境整備を図る観点から、

- ① 法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」
  - ② 税務署からの求めにより、添付していた「登記事項証明書」
- について平成29年4月1日以後、以下の対象届出書類等への添付が不要となりました。

#### <対象届出書等>

- 法人設立届出書
- 外国普通法人となった旨の届出書
- 収益事業開始届出書
- 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書
- 法人課税信託の受託者となった旨の届出書
- 表示事項省略（異なる表示の）承認申請書
- 酒類業組合（連合会、中央会）成立届出書
- 酒類業組合（連合会、中央会）解散届出書
- 酒類業組合（連合会、中央会）役員等異動書
- 酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書
- 営業等開始・休止・廃止申告書
- 石油石炭税委託採取開始申告（終了届出）書
- 営業等承継申告書

※ なお、都税事務所へ届出書等については、従前通り添付が必要です。ご注意ください。

### 異動届出書等の提出先のワンストップ化について

納税者の円滑・適性な納税のための環境整備を図る観点から、異動前と異動後の双方の所轄税務署に提出が必要とされていた異動届出書等については、平成29年4月1日以後の納税地の異動等により、以下の対象届出書等を提出する場合、異動後の所轄税務署への提出が不要となりました。

#### <対象届出書等>

下記に掲げる届出書が、変更後の所轄税務署長へのとどけでが不要とされます。

区分	提出不要とされる税務署長
納税地の変更に関する届出書	その変更後の納税地の所轄税務署長
納税地の異動に関する届出書	その異動後の納税地の所轄税務署長
個人事業の開業・廃業等届出書	その個人の納税地の所轄税務署長（注）以外の税務署長
給与支払事務所等の移転届出書	その移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長

（注）その個人が、事業に係る事務所等を移転した場合で、その移転前の事務所等の所在地を納税地としていたときは、その移転前の納税地の所轄税務署長とされます。